

地域で支え合う除雪支援事業補助金について（概要）

1 制度の概要

(1) 事業の目的

自ら除雪をすることが困難な世帯に対し、地域コミュニティが協力して行う除雪を支援することで、地域の支え合いの体制づくりを促進すること。

(2) 対象世帯

自ら除雪を行うことが困難な世帯

(3) 対象団体（申請団体）

町内会、自主防災組織等

(4) 対象期間

令和6（2024）年12月1日（日）から令和7（2025）年3月31日（月）まで

(5) 補助金額算定方法

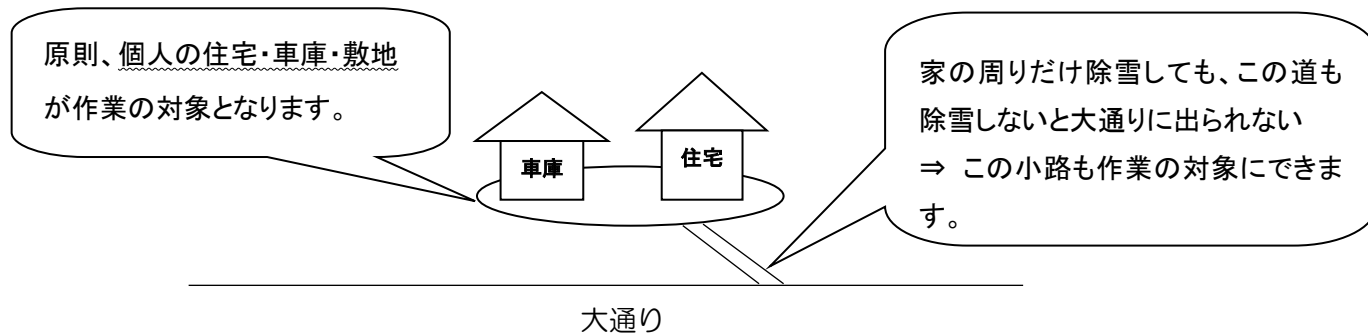
- ・従事者1人につき、1時間当たり1,000円（1日の上限額：5,000円）
- ・1町内会等につき、上限10万円

※大雪に関する警戒本部等が設置された場合は、20万円に変更となります。

(6) 対象作業

原則、個人の住宅・車庫・敷地が作業の対象となります。

○ 対象作業になる場合	× 対象作業にならない場合
<ul style="list-style-type: none">・ 玄関、間口等の除雪・ 屋根の雪下ろし・ 雪下ろし（自然落下を含む）に伴う屋根下の雪処理・ 除雪しないと大通りに出られない小路（除雪車が入らない家の前の赤道や幅の狭い道路など）	<ul style="list-style-type: none">・ 親戚による除雪作業・ 専門事業者への委託作業・ 空き家（空き倉庫）や、避難するなどして冬期間に住居者がいない住宅



2 手続きの流れ

除雪作業をする前に

「計画書」の提出^{※1}

期限：令和7(2025)年1月6日(月)

- ①事業計画書(第1号様式)
- ②自力での除雪が困難な世帯の確認書(第1号様式別紙1)
- ③除雪をする方の確認書(第1号様式別紙2)

除雪した場合

「実績報告書」の提出

期限：令和7(2025)年3月31日(月)

- ①交付申請書兼実績報告書(第2号様式)
- ②作業実績集計表(第2号様式別紙1)
- ③除雪作業時の写真(日付入り)^{※2}
- ④補助金振込先通帳の写し

書類審査後、交付決定通知を郵送

指定口座に補助金振込
目安：交付決定通知から1か月後

除雪しなかった場合

「交付申請書兼報告書を提出しない旨の報告書」^{※3}の提出

期限：令和7(2025)年3月31日(月)

- ※1 補助金を活用する町内会は、必ず計画書を提出してください。
- ※2 1軒につき除雪前、除雪後の状況を各1枚以上撮影し、添付してください。同じ場所を複数回除雪した場合は、1回分の撮影で構いません。写真の日付は手書きでも可とします。
- ※3 除雪しなかった場合も必ず提出が必要です。

3 その他

(1) 豪雪時の対応

① 中間報告について

予算に対する実績を把握するため、中間報告をお願いする場合があります。必要となる場合は、別途連絡いたします。

② 上限額(10万円)の引き上げ

1地域当たりの上限額は10万円ですが、豪雪により大雪に関する市の警戒本部等が設置された場合は、20万円に引き上げることとします。

(2) 近隣町内との共同申請について

本制度は原則、同じ町内から作業従事者を選んでもらうこととなりますが、作業従事者が見つからない場合、近隣町内と共同で申請し、作業に従事することも可能です。